

各発注者における復旧・復興事業の 施工確保対策

○ 国土交通省東北地方整備局	1
○ 農林水産省	9
○ 岩手県	13
○ 宮城県	17
○ 福島県	25
○ 仙台市	34

国土交通省東北地方整備局における復旧・復興事業の施工確保対策

平成25年9月
国土交通省東北地方整備局

1. 国土交通省における復旧・復興事業の施工確保対策（2月14日公表）及び国土交通省における更なる復旧・復興事業の施工確保対策（6月15日公表）の実施状況

（1）復興JV制度の活用

- ・活用状況（港湾空港関係除く：7月31日現在）、55件（H24-36件、~~H25-19件~~）
 - 平成24年度：海岸復旧工事・河川復旧工事等で36件に適用し、7件に申請受付（1JV）。内1件でJVが落札。
 - 平成25年度：1JVの参加資格を確認済み。河川復旧工事等で19件に適用し、現時点で申請なし。
- ・活用状況（港湾空港関係：8月31日現在）35件（H24-27件、~~H25-8件~~）
 - 平成24年度：2JVの参加資格を決定済。27件に適用し、うち1件でJVが落札。
 - 平成25年度：2JVの参加資格を決定済。8件に適用し、現時点で申請なし。

（2）一人の主任技術者が管理できる近接工事等の明確化

- ・現時点での実績は無し。

（3）実勢価格を反映した公共工事設計労務単価の設定

- ・平成24年2月17日公表し、2月20日以降適用。（1回目）
 - ・平成24年6月19日公表し、6月21日以降適用。（2回目）
 - ・被災3県（岩手県、宮城県、福島県）において、施行済み。
- ※平成25年4月1日改訂については、4月1日以降契約工事に適用。

（4）急激な物価変動に伴う請負代金額の変更

- ・平成24年2月17日本省通知。
- ・インフレスライドの適用状況
 - 平成24年2月の労務単価改定を基準日とする適用：2件
宮城県内道路等2件処理済み
 - 平成24年6月の労務単価改定を基準日とする適用：16件
岩手県内建築1件、宮城県内道路等15件処理済み。
 - 平成25年4月の労務単価改訂を基準日とする適用：
（港湾空港部分除く：7月31日現在）300件
岩手県内道路等35件処理済み・45件協議中・宮城県内道路
河川海岸等9件処理済み・154件協議中・福島県内道路河川等7件処理済み・
50件協議中。
（港湾空港関係：8月31日現在）19件

岩手県内港湾 9 件、宮城県内港湾 2 件、福島県内港湾 8 件、協議中。

(単品スライド)

- ・ アスファルト類における対応について、平成 25 年 1 月 28 日付け事務所に通知。
- ・ コンクリート類についての運用について、平成 25 年 4 月 8 日付け事務所に通知。
- ・ 単品スライドの適用状況：
 - H24-岩手県内道路 4 件・港湾 1 件処理済み。
(道路はすべてアスファルト合材、港湾はコンクリート)
 - H25- (港湾空港部分除く： 7 月 31 日現在) 宮城県内海岸 1 件協議中 (生コン)。
(港湾空港関係： 8 月 31 日現在) 岩手県内港湾 2 件協議中 (全てコンクリート)。

(5) 発注ロットの拡大を踏まえた間接工事費の算出、

点在する工事箇所毎の工事費の算定

- ・ 平成 24 年 2 月 14 日本省通知、4 月 1 日以降に入札公告を行う工事から適用。
東北 6 県において適用の旨 3 月 9 日付けで事務所通知。
- ・ さらに、被災三県においては、市町村をまたがなくとも工事箇所毎の間接費の算定を可能とする旨、平成 24 年 6 月 27 日本省通知、7 月 1 日以降試行適用。
- ・ 被災三県適用について 6 月 28 日付け事務所へ事前通知、
9 月 19 日運用マニュアル通知。
現在の実績 (7 月 31 日現在) : 契約した工事 34 件 (H24-29 件、H25-5 件)
 - H24-岩手県内道路等 6 件、宮城県内道路 14 件、福島県内道路等 9 件
 - H25- (7 月 31 日現在) 岩手県内道路 1 件・宮城県内道路等 3 件・福島県内道路 1 件

(6) 被災地以外からの労働者の確保に要する追加費用への対応、

宿泊等に係る間接費の設計変更の導入

- ・ 被災地外からの労働者の確保に要する追加費用への対応については、平成 24 年 2 月 29 日本省通知、3 月 1 日以降に入札公告を行う工事から適用。
- ・ 被災三県適用について 3 月 9 日付けで事務所通知。
被災三県発注の全工事に適用。
- ・ 労働者の確保方策に変更があった場合に必要となる間接費について積上により設計変更を可能とする旨については、平成 24 年 6 月 27 日本省通知、7 月 1 日以降試行適用。
- ・ 被災三県適用について 6 月 28 日付け事務所へ事前通知、
9 月 19 日運用マニュアル通知。

現在の実績：

- H24-岩手県内道路 4 件・宮城県内道路等 9 件・福島県内道路 1 件
港湾空港関係工事 5 件 (岩手県内 3 件・福島県内 2 件) 変更契約済み。
- H25- (7 月 31 日現在) 岩手県内道路 1 件・宮城県内道路等 6 件・福島県内道路 1 件
港湾空港関係工事 (8 月 31 日現在) 3 件 (岩手県内 3 件) 契約変更済み、
14 件協議中

(7) 市場高騰期における労務費・資材費の補正による積算の実施

- ・本件適用の工事なし。
- ・資材価格の一部（対象：生コン・アスコン・砕石類）の積算に経済調査会・建設物価調査会調査の速報値を（毎月10日調査速報値を毎月15日HPで公表）を活用することで代用。（被災三県平成24年8月以降入札工事に適用）

(8) 建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更の導入

- ・平成24年6月27日本省通知、7月1日以降試行適用。
- ・被災三県適用について6月28日付け事務所へ事前通知、9月19日運用マニュアル通知。

現在の実績：

- ・H24-岩手県内道路1件（砕石）・宮城県内河川1件（仮設材）、海岸1件（石材等）
港湾空港関係（石材等）13件変更済み（岩手県内3件、宮城県内7件、福島県内3件）
- ・H25-（7月31日現在）宮城県内河川5件（仮設材）。
（港湾空港関係：8月31日現在（石材等）16件変更済み（青森県内2件、岩手県内12件、宮城県内2件）、24件協議中。）
- 生コンクリートについて、コンクリートミキサー船と粗骨材等の資材を遠隔地より調達し、建設現場で生産している工事。（岩手県宮古港、宮城県仙台塩釜港）
- 防波堤用ケーソン製作を他地域（千葉、名古屋、三重）で実施している工事。（岩手県釜石港）

(9) 資材連絡会・分科会の設置・拡充

◇建設資材対策東北地方連絡会開催

- ・H23-3回開催、H24-3回開催

H25-第1回 H25.4.24、第2回 H25.8.6 ※実施状況は別紙のとおり

→建設資材の需要・需給の見通しを公共工事発注機関、資材団体、建設業団体等で共有。資材ひっ迫状況等必要に応じ、資材別地区別での情報連絡会を開催し、需給に関する情報共有・調整を実施。

※生コンプラント建設の動き：被災3県（沿岸地区）において東日本大震災以降、現在まで7プラント（民間7〔うち港湾専用1〕）が新たに稼働。

◇建設資材対策東北地方連絡会〔災害公営住宅専門部会〕開催

- ・H25 新たに部会設立 第1回 H25.9.6

→被災地の早期の住宅再建を目指し、災害公営住宅の整備等の施工確保を図るため、建築資材の需給見通し等について並びに建築資材確保に係る課題・問題点と対応について情報交換・情報共有を図る。

（構成機関：被災3県仙台市、UR、東北地整、建設業団体、住宅生産団体、被災3県地域型復興住宅推進協議会）

(11) 東日本大震災の被災地で使用する建設機械の機械損料の補正について

- ・東日本大震災の被災地で使用する建設機械の機械損料の補正について、平成25年4月1日付け事務所に通知。
- ・東日本大震災の被災地で使用する建設機械の機械損料補正の運用について、平成25年

4月19日付け事務所に通知。

→東北被災3県（岩手県、宮城県、福島県）において、ブルドーザ（リッパ付ブルドーザを除く。）、バックホウ、ダンプトラック（建設専用ダンプトラックを除く。）を使用し、平成25年4月1日以降契約手続を開始する全ての工事に適用。

2. 各主体として独自に講じている施策

（1）事務所契約締結権限の拡大

【従 来】分任支出負担行為担当官（以下「事務所」という。）における契約締結権限（金額）が制限されているため、発注本数の増加による発注事務の遅れが懸念される。

↓

【現 在】被災エリア内事務所の契約締結権限を特例的に拡大し、発注の効率化及び発注までの手続きの迅速化を図る。

- ・平成23年12月1日（港湾空港部は平成23年4月13日）より適用し、7月31日現在、H23-78件、H24-262件、H25-86件の適用。
- 港湾空港部は、8月31日現在、H23-57件、H24-65件、H25-10件の適用。

（2）工事規模の拡大に伴う発注標準の配慮

【従 来】復旧・復興事業の本格化に伴い事業量が増加する中、効果的に事業を展開し、技術者不足に対処するためには、各々の工事規模を拡大する必要がある。一方で、工事規模の拡大は、発注標準等級の上昇を招くため、従来当該等級の工事を受注していた地域精通度の高い事業者が受注できなくなるというミスマッチが生じることが懸念される。

↓

【現 在】一般土木工事等のうち技術的難易度の低いものについては、発注標準上位等級への参入を可能とすることで事業者の受注機会の確保を図る。

- ・平成23年12月1日（港湾空港部は平成23年5月13日）より適用し、7月31日現在、H23-29件、H24-77件、H25-54件に適用。
- 港湾空港部は、8月31日現在、H23-39件、H24-29件、H25-3件に適用。

（3）地域要件の拡大

【従 来】東日本大震災の復旧・復興工事を円滑に施工するためには、不足する技術者や技能者を広域的な観点から確保する必要がある。

↓

【現 在】一般土木C工事（拡大C含む）の一部工事において、入札参加者の応募資格を従来県内に本店を有する企業から東北管内に本店を有する企業まで拡大し工事の円滑な施工を確保する。

- ・平成24年6～7月の海岸復旧工事10件に適用。内1件について県外企業が受注。
- ・その後河川復旧工事等に適用中。地元企業の手持ち状況を勘案し適宜活用を図る予定。
- ・また、不調対策として、再公告に当たり地域要件の拡大を適用し対応中。
- ・7月31日現在、59件に適用（H24-42件、H25-17件）し、内6件（H24-6件）

で県外企業が受注。(先の海岸復旧工事を含む。)

(4) 一般土木Cランク工事の大型化

【従 来】被災三県において、復旧・復興事業の本格化に伴い、一般土木Cランク工事の発注本数が激増することが見込まれるため、発注者・参加企業双方の業務量が増加すると共に、参加企業にとっては、技術者不足が深刻化することが懸念される。

↓

【現 在】技術的難易度の低い、一般土木Cランク工事の発注標準を特例により3億円以上でも可とし、発注ロットを大型化することで、発注者・参加企業双方の業務量の軽減・効率化・参加企業の技術者不足への対応を図り、併せて、地元精通した企業（地元C企業・[東北管内本店C企業（再公告時地域要件拡大試行）・復興JV]）が参加し易い環境を整え、企業の受注意欲増大を図る。

・平成24年9月3日以降公告案件より適用。

7月31日現在、53件（H24-36件、H25-17件）に適用。

(5) 総合評価落札方式における技術提案一括審査入札方式の試行

【従 来】復旧・復興事業の本格化に伴い事業量が増加する中、発注案件毎に異なった技術提案を求め各々審査することは、技術提案の作成に関する参加企業の負担、その評価に関する発注者の負担が増し、復旧・復興事業の円滑な推進への影響が懸念される。

↓

【現 在】工事内容に照らし要求する技術提案のテーマを共通化することのできる工事については、複数の工事に対して1つの技術提案のみを求め、その評価結果を複数の工事の総合評価に利用することで、発注者・参加企業双方の業務負担を軽減すると共に、スピーディな復旧・復興事業の進捗に寄与する。

・平成24年9月3日以降公告案件より適用。

・7月31日現在、45公告（計121工事）（H24-27公告（計73工事）、H25-18公告（計48工事））に適用。

（港湾空港関係）

・平成24年8月29日以降公告案件より適用。

・8月31日現在、H24-1公告（計2工事）、H25-1公告（計2工事）

(6) 建設資材・労働力確保のための「余裕期間」の活用

【従 来】被災三県において、多くの工事が年度末に完成する状況に対し、年度末を跨ぎ発注される工事においては、受注者の施工体制（専任の技術者）確保及び建設資材・労働者の確保が困難となり、入札不調の増加を招く恐れがある。

↓

【現 在】被災三県において、重複する工事期間（年度末迄等）に対して「余裕期間」を設定し、かつ余裕期間内の技術者の専任を要しないとする取り組みを行うことにより、監理技術者等専任の技術者が停滞無く次の復興工事の担当を可能とすること、及び建設資材、労働者確保の計画的な準備を進めることが可能となり、受注者の円滑な工事施行体制の整備が図られる。

・平成24年度末までに発注される工事に適用。（平成25年1月11日付事務所通知）

・年度末に限らず、工期が重複し受注者の施行体制確保に影響が懸念される場合に

も「余裕期間」の設定を可能とした。(平成 25 年 3 月 7 日付事務所通知)
※実工事期間の 30%を超えず、且つ 3 ヶ月を超えない範囲で設定可能。

(7) 復旧・復興工事情報連絡会(再掲)

【従 来】主要資材に関して「建設資材対策東北地方連絡会」(発注機関、建設業団体、資材業者団体等)を開催し、東北全体の需要供給バランスを情報共有しているが、逼迫する地区に対してより詳細な状況を把握し、情報共有する必要がある。

↓

【現 在】逼迫した地区単位で「復旧・復興工事情報連絡会」、県単位で「分会」、「災害公営住宅専門部会」を開催し、情報の共有や対応策について意見交換を実施している。
※会議開催は別紙の通り

具体策として、

(河川・道路関係工事)

- ・他地域の生コンクリートを活用し、近隣地域で消波ブロックを製作・運搬
- ・地盤改良に使用する砂については、県内産の供給状況に負担をかけないように、不足分を他地域から調達
- ・県、民間等と協力し、骨材の新たな調達ルートを開拓し、長期的な安定供給が可能な体制を整備
- ・コンクリート二次製品への転換等を推進(海岸堤防の現場打ち基礎工、現場打ち横断BOX等)
- ・更に、生コンクリート等の建設資材不足により、復旧・復興工事の執行に与える影響が大きい場合には、他の工法・構造等への設計変更を検討

(港湾空港関係工事)

- ・災害復旧工事の全体スケジュールと工事概要についてHPで公表
- ・工事で大量に使用する石材の安定的確保の観点から石材の使用見込についてHPで公表
- ・石材の円滑な調達を目的に、地場地域外からの供給の可能性について全国調査を実施。
- ・供給が逼迫する生コンクリートについて、コンクリートミキサー船と粗骨材等の資材を遠隔地より調達し建設現場で生産。(岩手県宮古港、宮城県仙台塩釜港)
- ・防波堤用ケーソン製作を他地域(千葉、名古屋、三重)で実施し生コンクリートの需要を抑制。(岩手県釜石港)
- ・震災がれきを港湾建設資材として活用する技術の公募を行い、公表の了承を得た技術についてHPで公表
- ・震災がれきを活用したコンクリートブロック製作の実証実験を実施(青森県八戸港、福島県相馬港)
- ・港湾における震災がれきの活用事例をHPで公表

(8) 復興加速化会議の開催

◇H25.3.3開催(太田国土交通大臣、宮城県知事等参加)

→生コンを中心とした今後の対策について情報共有。各地域の現状に応じた効果的な対策を講ずること、平成26年度に大きな需要が発生する宮古地区・釜石地区に公共プラントの新設を確認。

(9) 川砂の供給支援

→逼迫する生コンクリート用骨材（砂）の供給のため、河川・ダム湖に堆積している砂を本格的に活用し、河川砂の供給支援を行うこととした。

七ヶ宿ダム→H25. 6. 17 採取開始

北上川 →H25. 5. 7 採取開始

復旧事業円滑化のための工夫 官民の協力・連携

＜東北＞

建設資材対策東北地方連絡会

目的：建設資材の需要・需給の見通しを情報共有

事務局：東北地方整備局

構成機関：国、都道府県・政令市、独立行政法人、建設業団体、資材団体等

- ・H23年度（第1回）H23.7.29（第2回）H24.1.30（第3回）H24.3.16
- ・H24年度（第1回）H24.4.20（第2回）H24.7.23（第3回）H24.10.1
- ・H25年度（第1回）H25.4.24（第2回）H25.8.6

＜全国＞

復旧・復興の施工確保に関する連絡協議会

目的：現状を情報交換し、復旧・復興事業の円滑な実施を図る

＜関係省庁＞	＜地方公共団体＞	＜関係業界団体＞	＜開催状況＞
国土交通省	岩手県	（社）日建連	第1回 H23.12.27
復興庁	宮城県	（一社）全建	第2回 H24.2.14
総務省	福島県	（社）建専連等	第3回 H24.6.15
厚生労働省	仙台市		第4回 H24.10.23
農林水産省			第5回 H25.2.19
環境省			第6回 H25.5.22
都市再生機構			

＜東北＞

資材別（分会）

※ひっ迫する資材毎に機動的に開催

○鋼矢板（仮設）資材対策関係者
打合せ

・【H23 1回開催】・【H24 1回開催】

○宮城県生コンクリートJIS工場協議会
・【H24 5回開催】（第1回）H25.6.14

○災害公営住宅専門部会
・H25.9.6

地区別（分会）※ひっ迫する地区別、資材別で開催

岩手県 ※各地区復旧・復興工事施工確保対策情報連絡会

- 久慈地区【H24 1回】（第1回）H25.4.24（第2回）H25.6.14
- 宮古地区【H24 2回】（第1回）H25.4.18（第2回）H25.6.7（第3回）H25.8.2
- 釜石地区【H24 2回】（第1回）H25.4.19
- 大船渡地区【H24 2回】（第1回）H25.4.26（第2回）H25.6.3（作業部会含む）

宮城県

- 宮城県分会（生コン・砕石）【H23 1回】
- 生コン（仙台、石巻地区）関係者打合せ【H23 1回】
- 宮城県分会【H24 4回】（第1回）H25.5.17（第2回）H25.9.2
- 石巻地区復旧・復興工事情報連絡会【H24 1回】

福島県

- 相馬市（生コン）関係情報連絡会【H23 1回開催】
- 福島県建設工事復旧・復興相双地方連絡協議会【H24 4回開催】（第1回）H25.8.1

＜東北＞

東北地方発注者協議会（幹事会）・H25年度（第1回）H25.5.10

目的：①入札・契約等公共工事の品質確保の促進に関する施策の情報共有
②復旧・復興関連工事、緊急経済対策関連事業等に
関する情報共有及び周知の場として活用

＜関係省庁＞
東北地方整備局（事務局）
東北農政局
東北地方環境事務所
等11省庁の出先機関

＜地方公共団体＞
東北6県、仙台市
青森市、石巻市
秋田市、山形市
福島市

＜関係発注機関＞
NEXCO東日本（株）東北支社
（独）JRTT青森新幹線建設局
（独）JAEA青森研究開発センター

農林水産省における復旧・復興事業の施工確保対策

平成25年9月
農林水産省

1. 国土交通省における復旧・復興事業の施工確保対策（2月14日公表）及び国土交通省における更なる復旧・復興事業の施工確保対策（6月15日公表）等の実施状況

（1）復興JV制度の活用

- ・平成24年10月10日の国交省通知を受け、下記項目を改正（平成24年10月31日付け大臣官房経理課長通知）。
 - 1）対象外とする工事について、「2億円程度を上回る工事」から、「政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる公共工事」及び「特定JV対象工事」へ改正。
 - 2）登録について、登録できる共同企業体の数を「2」から「3」へ改正。
- ・活用状況（8月末時点）
 - ※農業農村整備関係工事：1件に適用。申請無し。
 - 海岸防災林復旧工事：33件に適用、うち11件について復興JVが落札。10企業が登録済。

（2）一人の主任技術者が管理できる近接工事等の明確化

- ・国土交通省と同様（被災地域において、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（※）で、かつ、工事現場の相互の間隔が5km程度で同一の建設業者が施工する場合は、二箇所までは主任技術者の兼務を可能とした。平成24年2月24日付け大臣官房経理課長通知。）。
※印は、平成25年2月6日付け大臣官房経理課長通知等により追加。
- ・適用状況
農業農村整備関係工事：8件（4組）の直轄工事に適用。

（3）実勢価格を反映した公共工事設計労務単価の設定

- ・国土交通省と同様（被災3県において、労務単価が高騰し入札不調等が発生していることを受け、直近の労務費を実態調査し、労務単価を改定。平成24年2月17日、平成24年6月19日及び平成25年3月29日農村振興局長通知等。）。

（4）急激な物価変動に伴う請負代金額の変更

- ・国土交通省と同様（被災3県において、直近の労務費の実態を反映した労務単価の改定にあわせて、既契約工事についてインフレスライドによる請負代金額の変更を可能とした。平成24年2月24日付け大臣官房経理課長通知等。）
- ・インフレスライドの適用状況
農業農村整備関係工事：41件処理済、18件協議中。

- (5) 発注ロットの拡大を踏まえた間接工事費の算出、
点在する工事箇所毎の工事費の算定
- ・国土交通省と同様（被災3県において、施工箇所が点在する工事については、工事箇所ごとに共通仮設費、現場管理費を算出。平成24年9月12日水産庁漁港漁場整備部整備課長・防災漁村課長通知、平成24年11月30日付け林野庁長官通知及び平成25年4月29日農村振興局整備部設計課施工企画調整室長通知。）
 - ・現時点での実績は無し。
- (6) 被災地以外からの労働者の確保に要する追加費用への対応、
宿泊等に係る間接費の設計変更の導入
- ・国土交通省と同様（被災3県において、被災地外からの労働者の確保に要する追加費用を予定価格へ反映できるようにした。平成24年3月9日農村振興局整備部設計課長通知等。また、実施後における実績での変更対応も可能とした。平成24年7月6日施工企画調整室長通知、平成24年7月9日林野庁森林整備部計画課長通知及び平成24年7月11日水産庁漁港漁場整備部整備課長・防災漁村課長通知。）
 - ・適用状況
農業農村整備関係工事：7件処理済、9件協議中。
林野関係工事：8件処理済、4件協議中。
- 労働者宿舍を設置する場合の積算
- ・国土交通省と同様（被災3県において、労働者宿舍の設置が必要な場合に、設置・撤去に要する費用を予定価格へ反映できるようにした。平成25年2月25日農村振興局整備部設計課施工企画調整室長通知等。）
 - ・現時点での実績は無し。
- (7) 市場高騰期における労務費・資材費の補正による積算の実施
- ・国土交通省と同様（被災3県において、労務単価や資材単価の変動が著しく、不調不落が続発、若しくは続発が想定される場合に、見積を活用した単価設定により、予定価格へ反映出来るようにした。平成24年7月6日農村振興局整備部設計課施工企画調整室長通知、平成24年7月9日林野庁森林整備部計画課長通知及び平成24年7月11日水産庁漁港漁場整備部整備課長・防災漁村課長通知。）
 - ・適用状況
林野関係工事：2件処理済。
- (8) 建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更の導入
- ・国土交通省と同様（被災3県において、資材の需給状況が逼迫し、遠隔地から資材の調達をせざるを得ない場合に、輸送費や購入費用など調達の実態を反映した設計変更を可能とした。平成24年7月6日農村振興局整備部設計課施工企画調整室長通知、平成24年7月9日林野庁森林整備部計画課長通知及び平成24年7月11日水産庁漁港漁場整備部整備課長・防災漁村課長通知。）
 - ・現在の実績
農業農村整備関係工事：55件処理済、3件協議中。

林野関係工事：10件処理済、4件協議中。

(9) 資材連絡会・分科会の設置・拡充

- ・建設資材需要連絡会に参画（平成25年6月28日合同会議）するとともに、各地域にて実施されている建設資材対策地方連絡会への参画（平成25年度（第2回）平成25年9月2日：東北地方連絡会宮城県分会）や、発注者協議会等を通じた公共事業における建設資材の需給動向等、情報共有を図っている。

(10) 建設機械の機械損料の補正

- ・国土交通省と同様（被災3県において、使用する建設機械の一部について、維持管理費が増大しているため、機械損料の補正を可能とした。平成25年3月29日農村振興局整備部設計課施工企画調整室長通知等。）
- ・平成25年4月1日以降の工事に適用

2. 各主体として独自に講じている施策

(1) 地域要件の緩和

【従 来】工事規模に応じて、県内に本社が存在していることなどの地域要件を設定し、入札不調となった場合、入札不調の要因に応じて地域要件を緩和するなどしていた。

↓

【現 在】平成24年2月から、復旧・復興工事については、原則として地域要件を設定しないこととしている。

(2) 施工実績要件の緩和

【従 来】入札参加資格要件として、同種工事の延長や面積など施工規模の実績要件を求めている。

↓

【現 在】平成24年2月からは一定規模以下の工事において、平成25年1月からは、原則全ての工事において、同種工事の施工実績要件について工事のみを入札参加資格要件とし、施工規模については総合評価落札方式により評価することとした。

(3) 等級要件の緩和

【従 来】予定価格に応じて設定される工事等級と同等級での競争参加者の入札を原則とし、入札不調となった場合、工事の内容に応じて直近下位の等級を含めることで等級要件の緩和を行っている。

↓

【現 在】平成24年2月からは、当初の入札から工事の内容に応じて、直近下位の等級を含めることで等級要件の緩和を行っている。

(4) 代替品の活用、遠隔地からの調達等

生コンクリート等の建設資材の不足が著しいことから、現場で生コンクリートを打設する代わりに、遠隔地で製作した二次製品等を活用することにより、生コンクリート等の使用量の減少に取り組んでいる。

具体的には、

（農業農村整備関係工事（海岸工事含む））

・コンクリート二次製品への転換等を推進（海岸堤防護岸の基礎コンクリート、排水路矢板護岸の笠コンクリート）

（５）事務所契約締結権限の拡大

平成 24 年 1 月から分任支出負担行為担当官における契約締結権限（金額）の制限を特例的に拡大し、発注の効率化及び発注までの手続きの迅速化を図っている。

（６）専門機関による資材価格の調査

平成 24 年 8 月から、専門機関による資材価格の調査（海岸防災林の生育基盤盛土に用いる山砂）を適時に実施。

岩手県における復旧・復興事業の施工確保対策

平成25年9月
岩手県

1. 国土交通省における復旧・復興事業の施工確保対策（2月14日公表）及び国土交通省における更なる復旧・復興事業の施工確保対策（6月15日公表）等の実施状況

（1）復興JV制度の活用

- ・平成24年8月1日から登録申請受付開始。
- ・平成24年8月13日以降に公告する工事から適用。
- ・8月29日現在、10件の申請があり、10件登録済。
（県営建設工事競争入札参加資格者名簿を更新したことにより、件数は平成25年6月1日以降の集計値）

＜国交省通知と異なる点（独自部分）＞

- ・機械設備工事のうち専ら水閘門の施工のみを目的とする復興JVについては、JV代表者は岩手県内（沿岸、内陸の別を問わない）に本社又は本店を有する者とし、非代表者については、所在地の要件を付さない。（平成25年8月20日以降の入札公告から適用）
 - ・その他の復興JVについては、JV代表者は沿岸本局、宮古、大船渡、県北本局のいずれかの管内に本社又は本店を有する者で、代表者以外の構成員については、岩手県内に本社又は本店を有する者とする。
 - ・登録について、登録できる共同企業体の数は「2」。
- ＜復旧・復興建設工事における共同企業体の当面の取扱いについてへの対応＞
- ・今後の見直しについては、入札執行状況等を見極めながら検討を進める。

（2）一人の主任技術者が管理できる近接工事等の明確化

- ・平成24年3月1日以降に行われる入札公告から適用。

（3）実勢価格を反映した公共工事設計労務単価の設定

- ・平成24年2月20日から適用。
- ・平成24年6月21日から適用。
- ・平成25年4月1日から適用。

（4）急激な物価変動に伴う請負代金額の変更

- ・平成24年2月20日から適用。

（5）発注ロットの拡大を踏まえた間接工事費の算出、 点在する工事箇所毎の工事費の算定

- ・平成24年7月9日以降に行われる入札公告から適用。
- ・点在する工事箇所間の距離が100mを超える工事について超えた箇所毎に、共通仮設費、現場管理費を算出する。

- (6) 被災地以外からの労働者の確保に要する追加費用への対応、
- ・平成 24 年 3 月 5 日以降に行われる入札公告から適用。
- 宿泊等に係る間接費の設計変更の導入
- ・平成 24 年 10 月 10 日以降当初契約を締結する工事若しくは平成 24 年 10 月 9 日時点で契約中の工事であること。(平成 24 年 10 月 9 日時点で残工期が 2 ヶ月未満のものは除く)
 - ・工事施工箇所が沿岸本局、宮古、大船渡、県北本局管内であること。
- <国交省通知と異なる点(独自部分)>
- ・宿泊費(1泊当り)の上限額を 7,428 円(税抜き)とする。
- (7) 市場高騰期における労務費・資材費の補正による積算の実施
- ・生コンクリート単価の高騰が著しい宮古地区において、平成 25 年 3 月 31 日までの間見積り活用を実施。
- (8) 建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更の導入
- ・平成 24 年 8 月 10 日以降に当初契約を締結する工事若しくは平成 24 年 8 月 9 日時点で契約中の工事であること。
 - ・工事施工箇所が沿岸本局、宮古、大船渡、県北本局管内であること。
- <国交省通知と異なる点(独自部分)>
- ・対象となる資材は、生コンクリート、石材(碎石、捨石、被覆石等)とする。
- (9) 資材連絡会・分科会の設置・拡充
- ・沿岸 4 地域(久慈、宮古、釜石、大船渡)で国、県、市町村、業界団体による復旧・復興工事情報連絡会を開催し、生コンクリートや石材などの需給状況について情報共有し、需給がひっ迫している地域について具体的に対応している。
- (10) 労働者宿舍設置の積算方法等の試行
- ・平成 25 年 8 月 8 日以降に当初契約を締結する工事で試行。
 - ・発注者が工事規模及び工事箇所近隣の宿泊施設等の状況を考慮した上で選定した工事であること。
 - ・工事施工箇所が沿岸本局、宮古、大船渡、県北本局管内であること。
- (11) 単品スライドのコンクリート類についての運用
- ・平成 25 年 5 月 21 日以降に当初契約を締結する工事若しくは平成 25 年 5 月 21 日時点で残工期が 2 ヶ月以上ある工事に適用
- (12) 被災地で使用する建設機械の機械損料補正
- ・平成 25 年 7 月 1 日以降に行われる入札公告から適用

2. 各主体として独自に講じている施策

(1) 工事請負契約締結後における単価適用年月の変更

(平成 24 年 8 月 1 日以降入札公告)

(平成 25 年 3 月 29 日以降に当初契約を締結する工事について、岩手県全域に拡大)

【従 来】単価適用年月の変更は行わない。

↓

【現 在】特定の資材の価格が短期間に高騰し、積算時点で設定している設計単価と工事請負契約締結時点での資材価格に差が生じている可能性があることから、当初契約締結後に単価適用年月を変更し設計単価を変更することができるようにした。

(2) 沿岸地域復旧復興工事施工確保対策連絡調整会議の設置 (平成 25 年 4 月)

- ・沿岸 4 地域 (久慈、宮古、釜石、大船渡) において、施工確保対策に係る課題の解決策の検討、関係機関との連携などを目的として、施工確保対策連絡調整会議を設置し、資材の需給調整や土砂流用等にかかる具体的な調整を実施している。

県営建設工事の入札不調状況

◆H24年度の入札不調状況

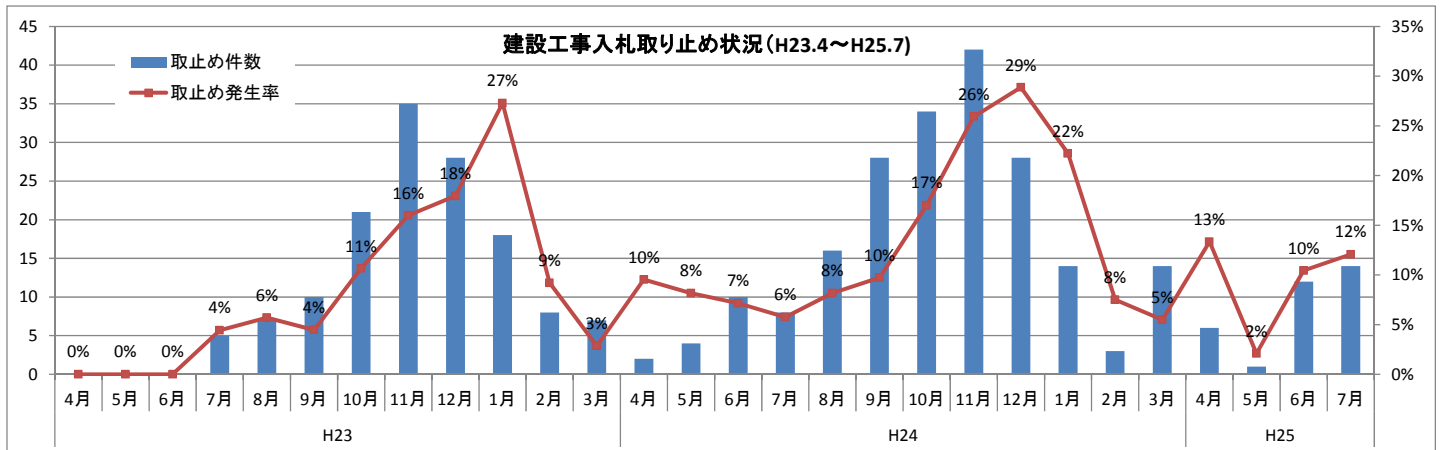
- H24年度における県営建設工事の入札取止め発生率は、12%（前年度9%）という状況となっている。
- 発注金額別では、土木C級クラス（2千5百万円未満）の工事において入札取止めが多いが、1億円以上の工事での入札取止め件数が41件（前年度2件）と増加傾向となっている。
- 主な工種別による内訳では、建築一式工事（23%）と管設備工事（21%）の発生率が高い。前年度との比較では、管設備工事が21%（前年度3%）、土木工事が14%（同10%）と増加傾向となっている。
- 入札取止めが発生する原因は、配置技術者の不足、建設資材の不足等が挙げられる。

◆H25年度4月～7月の入札不調状況

- 過去3カ年で比較すると、取り止め発生率は増加している。（H23:2%, H24:8%, H25:10%）

予定価格が10億円を超える大型工事での入札不調が3件発生している。

今後の入札件数の増加に伴う状況の変化を注視していく必要がある。



	H23													H24													H25			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	H23計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	H24計	4月	5月	6月	7月
入札件数	1	26	110	113	123	224	197	219	156	66	87	245	1567	21	49	140	139	196	288	200	162	97	63	40	256	1651	45	48	115	116
取止め件数	0	0	0	5	7	10	21	35	28	18	8	7	139	2	4	10	8	16	28	34	42	28	14	3	14	203	6	1	12	14
取止め発生率	0%	0%	0%	4%	6%	4%	11%	16%	18%	27%	9%	3%	9%	10%	8%	7%	6%	8%	10%	17%	26%	29%	22%	8%	5%	12%	13%	2%	10%	12%

◆過去3カ年の4月～7月の入札取止め状況

H23 4月～7月			H24 4月～7月			H25 4月～7月		
発注件数	取止め件数	取止め発生率	発注件数	取止め件数	取止め発生率	発注件数	取止め件数	取止め発生率
250	5	2%	349	24	7%	324	33	10%

◆発注金額別入札取止め状況

年度	H23			H24			H25(7月まで)		
予定価格(税込)	発注件数	取止め件数	取止め発生率	発注件数	取止め件数	取止め発生率	発注件数	取止め件数	取止め発生率
1億円以上	178	2	1%	348	41	12%	66	4	6%
5,000万円以上1億円未満	206	4	2%	251	14	6%	83	6	7%
2,500万円以上5,000万円未満	347	16	5%	337	30	9%	74	8	11%
2,500万円未満	836	117	14%	715	118	17%	101	15	15%
合計	1,567	139	9%	1,651	203	12%	324	33	10%

◆工種別入札取止め状況

年度	H23			H24			H25(7月まで)		
工事種別	発注件数	取止め件数	取止め発生率	発注件数	取止め件数	取止め発生率	発注件数	取止め件数	取止め発生率
土木	765	80	10%	904	127	14%	141	19	13%
建築一式	70	18	26%	79	18	23%	32	9	28%
電気設備	90	7	8%	70	2	3%	22	0	0%
管設備	31	1	3%	43	9	21%	19	1	5%
舗装	323	17	5%	264	14	5%	49	1	2%
その他	288	16	6%	291	33	11%	61	3	5%
合計	1,567	139	9%	1,651	203	12%	324	33	10%

※入札情報公開サービスの検索結果による。
（対象は知事部局）
取止め件数は、手続き誤りによるものを除く。

宮城県における復旧・復興事業の施工確保対策

平成25年9月

宮城県

1. 国土交通省における復旧・復興事業の施工確保対策（2月14日公表）及び国土交通省における更なる復旧・復興事業の施工確保対策（6月15日公表）等の実施状況

（1）復興JV制度の活用

- ・平成24年3月26日にプレス発表を行い、平成24年4月1日から施行済み。

1億円以上5億円未満、2業種（土木一式、ほ装）

平成25年8月21日現在、155件登録済（104企業体）、7工事受注。

※平成24年度実績 114件（79企業体）登録、8工事受注。

- ・改正については、10月1日にプレス発表を行い、10月15日から施行済み。

3千万円以上19.4億円未満、3業種（土木一式、ほ装、建築一式）

<国交省通知と異なる点（独自部分）>

<平成24年4月1日>

- ・予定価格が1億円から3億円未満については被災地外の定義を東北・北海道とし、3億円以上5億円未満は全国とした。
- ・代表者以外の構成員は、代表者と同等級とするが、3社かつ県内の場合は、直近下位等級1者を可とする。

<平成24年10月15日>

- ・1つの企業が登録できる企業体は3つまで、1つの共同企業体が登録できる業種を3つまでとした。また、下のとおり、「県外」の本店所在地が東北・北海道の場合には〔東北・北海道型〕、東北・北海道以外の場合には、〔全国型〕とし、県内の単体との混合入札や、下位等級業者が上位等級工事に参加できる複数等級入札との関係から、3億円未満の〔東北・北海道型〕のほ装を除く2業種にA等級を追加した。

●土木一式

予定価格が3千万円から3億円未満については〔東北・北海道型〕土木A

予定価格が1億円から19.4億円未満については〔東北・北海道型〕土木S

予定価格が3億円から19.4億円未満については〔全国型〕土木S

●ほ装

予定価格が3千万円から19.4億円未満については〔東北・北海道型〕ほ装S

予定価格が3億円から19.4億円未満については〔全国型〕ほ装S

●建築一式

予定価格が5千万円から3億円未満については〔東北・北海道型〕：建築A

予定価格が2億円から19.4億円未満については〔東北・北海道型〕建築S

予定価格が3億円から19.4億円未満については〔全国型〕建築S

（次項 「復旧・復興建設工事共同企業体（復興JV）の組み合わせについて」参照）

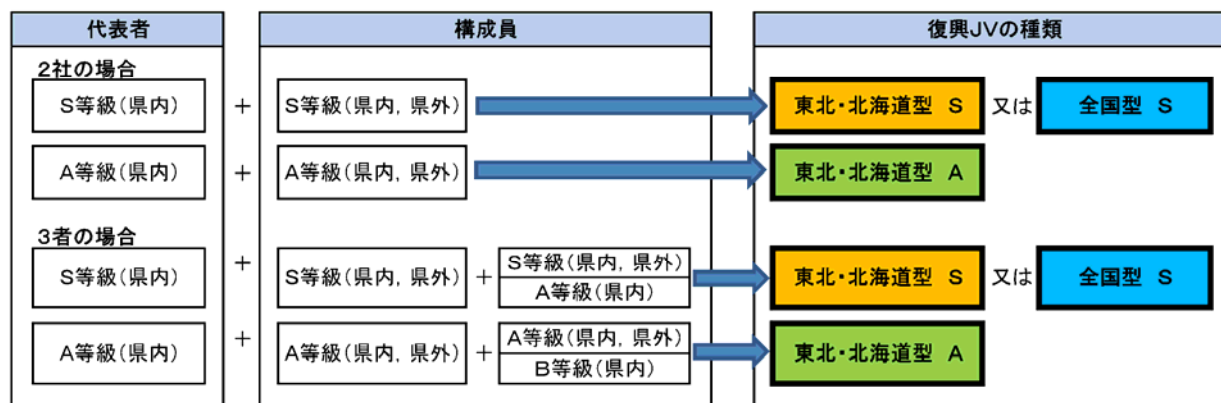
- ・総合評価落札方式における企業と技術者評価について、復興JVの場合には、代表者（県内）としていたが、いずれかの構成員（県内又は県外）とすることができるとした。

復旧・復興建設工事共同企業体(復興JV)の組合せについて (平成24年10月15日以降適用)

1. 復興JVの適用金額

	3千万円	5千万円	1億円	2億円	3億円	5億円	19.4億円
土木一式工事	復興JV(東北・北海道型)土木A			復興JV(東北北海道型)土木S			復興JV(全国型)土木S
ほ装工事	復興JV(東北北海道型)ほ装S					復興JV(全国型)ほ装S	
建築一式工事	復興JV(東北・北海道型)建築A			復興JV(東北北海道型)建築S			復興JV(全国型)建築S

2. 復興JVの組合せ



※「県外」の本店所在地が東北・北海道の場合【東北・北海道型】

※「県外」の本店所在地が東北・北海道以外の場合【全国型】

※A等級の県外は、本店所在地が東北・北海道に限る。

※1つの復旧・復興建設工事共同企業体(復興JV)で土木一式、ほ装、建築一式の3種類を登録することも可能。

※1つの企業が登録できる復旧・復興建設工事共同企業体(復興JV)の数は3つまで可能。

- (2) 一人の主任技術者が管理できる近接工事等の明確化
 - ・平成24年2月23日に県内関係機関に通知済み、4月1日から適用している。
- (3) 実勢価格を反映した公共工事設計労務単価の設定
 - ・平成24年2月20日及び6月21日に県内関係機関に通知済み、それぞれ同日から適用している。
 - ・平成25年4月1日以降の公告及び指名通知の案件が適用している。
- (4) 急激な物価変動に伴う請負代金額の変更
 - ・平成24年3月2日に県内関係機関に通知済み、同日から適用している。
- (5) 発注ロットの拡大を踏まえた間接工事費の算出、
点在する工事箇所毎の工事費の算定
 - ・平成24年6月28日に県内関係機関に通知済み、平成24年7月2日から適用している。
 - ・対象工事を東日本大震災の復旧・復興事業から全事業への拡大を平成24年11月26日から適用している。
- (6) 被災地以外からの労働者の確保に要する追加費用（間接費補正）
 - ・平成24年3月1日に県内関係機関に通知済み、同日から適用している。
宿泊等に係る間接費の設計変更の導入
平成24年11月6日に県内関係機関に通知済み、平成24年11月2日から適用している。
- (7) 市場高騰期における労務費・資材費の補正による積算の実施
 - ・実施していない。
(理由：見積もり手法が煩雑で、被災三県・仙台市では設定が困難であるため)
- (8) 建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更の導入
 - ・平成24年9月28日に県内関係機関に通知済み、平成24年10月1日から適用している。
- (9) 資材連絡会・分科会の設置・拡充
 - ・「建設資材対策東北地方連絡会宮城県分会」を定期的（平成24年5月23日、平成24年7月31日、平成24年10月15日、平成25年1月25日、平成25年5月17日、平成25年9月2日）に開催している。
需給見通しの公表や、内陸から沿岸への需給調整、県外調達の仕組みづくり、ミキサ船の活用、生コンプラントの増設などの供給量拡大策を実施。また、海岸堤防のコンクリート2次製品への転換を図るなど需要抑制対策も実施。
建設資材対策等供給安定確保のための調査（復興調整費）を行い建設資材供給安定確保対策計画(案)を策定した。

- (10) 労働者宿舍設置の積算方法等の試行
・実施していない。
(理由：運用について検討を行っているところ)
- (11) 単品スライドのコンクリート類についての運用
・単品スライドについては、平成20年7月10日から鋼材類、燃料油を対象とし適用。平成25年6月25日からコンクリート類も対象に拡大。
- (12) 被災地で使用する建設機械の機械損料補正
・平成25年7月1日から適用済。

2. 各主体として独自に講じている施策

- (1) アスファルト舗装工事における下請制限等の緩和 (平成24年7月30日以降適用)
【従 来】アスファルト舗装に係る部分の施工については、元請と恒常的雇用関係にある運転手及び補助作業員により行わせることとしている(自社施工の原則)。
↓
【現 在】舗装復旧工事の本格化に対応するため、自社施工の原則を一部緩和し、請負額の5割まで下請負による施工を認めることとした。
- (2) 発注見通しに建設関連業務を追加 (平成24年8月1日以降適用)
【従 来】建設工事の発注見通しは年4回(4月、7月、10月、1月)としている。
↓
【現 在】建設工事に加え建設関連業務の発注見通しを年4回(4月、7月、10月、1月)としている。
- (3) 工事請負契約締結後における単価適用年月日の運用 (平成24年8月20日以降適用)
【従 来】契約直後に単価適用年月日の変更契約は行わない。
↓
【現 在】本県での事前公表による予定価格は、入札時点では約2ヶ月前の単価適用となり、特定の資材の高騰など実勢を反映していない可能性があることから、契約締結直後に単価適用年月日の変更を行うこととした。
- (4) 地方機関の執行権限の拡大 (平成24年9月1日以降適用)
【従 来】本県における地方機関の執行限度額は、復旧工事は3億円まで特例として拡大していたが、復興事業は1億5千万円未満としていた。
↓
【現 在】復興工事の本格化と発注ロットの大型化に対応するため、復旧事業に加え復興事業についても3億円未満とした。

(5) 現場代理人の常駐義務緩和

(平成24年10月15日以降適用)

【従 来】 予定価格(税込み) 8千万円未満の工事において、入札時の仕様書に「現場代理人の兼務を認める」記載がある場合には、県の発注する同一市町村内の工事で2件まで可能。

↓

【現 在】 金額による制限を緩和し、入札時の仕様書に「現場代理人の兼務を認める」記載がある場合のみ同条件で可能とした。

(6) 監理技術者の専任要件の緩和

(平成24年10月15日以降適用)

【従 来】 予定価格(税込み) 8千万円以上の工事を一律に専任の対象としていた。

↓

【現 在】 廃止（建設業法上の規定により、専任配置が必要な場合を除く）

(7) 下請承認における取り扱いの緩和

(平成24年10月15日以降適用)

【従 来】 オープンブック方式により事前提出している下請負企業及び金額に変更が生じた場合には、工事成績調書での減点対象となっていた。

↓

【現 在】 復旧・復興工事の本格化に伴い、労働者や資機材の不足が深刻化し下請企業の確保が困難である等のやむを得ない事情の場合には、減点対象外として取り扱うこととした。

(8) オープンブック方式適用の緩和

(平成25年 9月 1日以降適用)

【従 来】 1億円未満の工事については、最低価格落札方式適用に移行したことに合わせ、工事費内訳書のみの記入としている。(平成25年 5月 7日以降適用)

↓

【現 在】 1億円未満の工事については、最低価格落札方式適用に移行したことに合わせ、工事費内訳書のみの記入としている。さらに、1億円以上の全工事では、入札時に入札参加者全員から提出する工事費内訳書については、下請け情報等（下請け企業と下請け金額、労務賃金調書）の記載は不要とし、契約締結後の下請け承認申請時に、工事請負者から下請け情報等を記載した工事費内訳書を提出することとした。

(9) 着手日を指定した工事における配置技術者の配置要件の特例

(平成25年5月7日以降適用)

【従 来】 開札日において他工事の配置技術者ではないこととしていた。

↓

【現 在】 指定条件を満たす場合は、着手指定日において他工事の配置技術者ではないこととした。

(10) 入札参加機会の拡大

(平成25年 9月 1日以降適用)

【従 来】全ての一般競争入札において、一つの建設工事に、一人の配置技術者届出とすることとしていた。

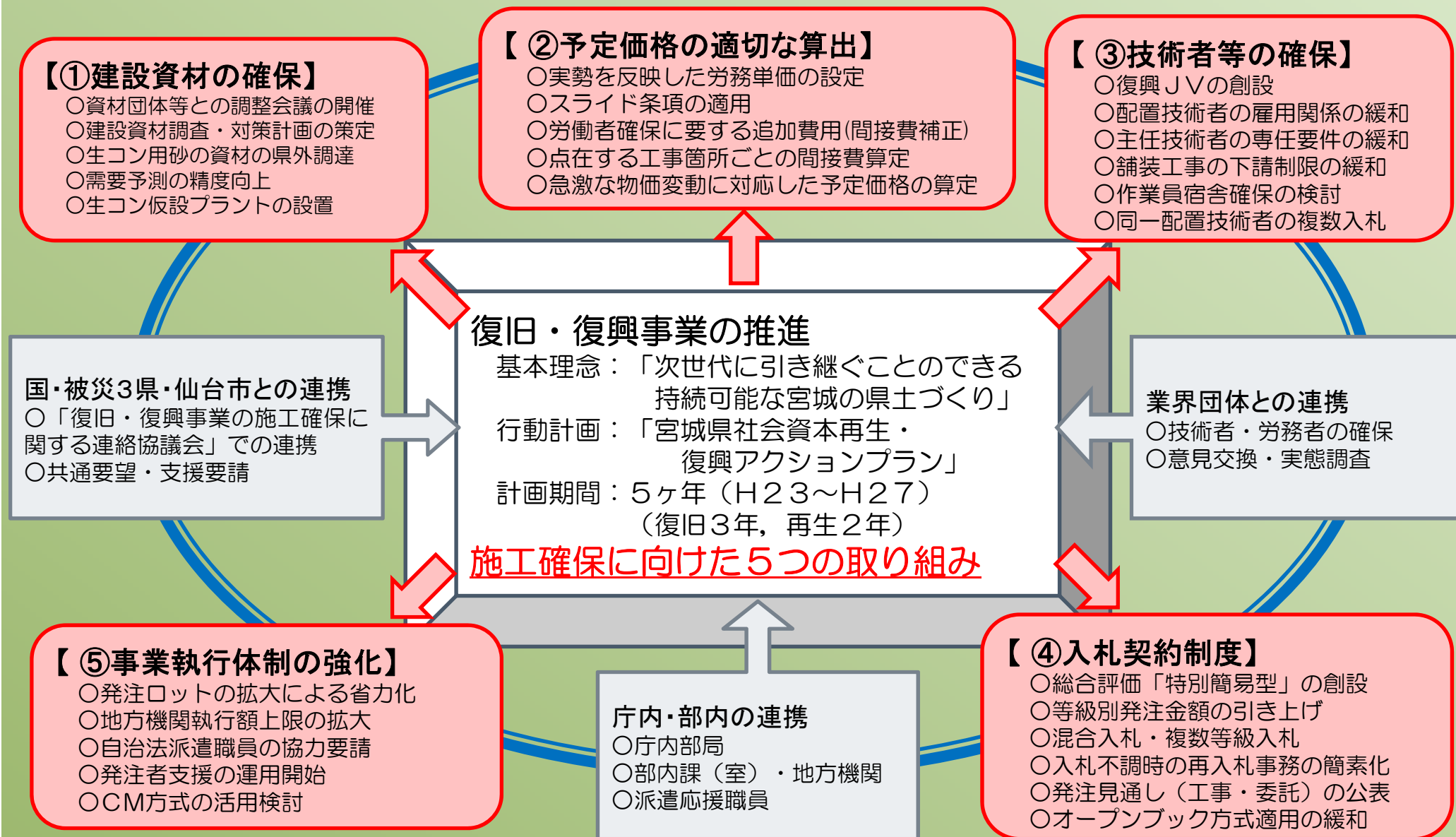
↓

【現 在】全ての一般競争入札において、複数工事に対し同一人の配置技術者届出（二人まで）を可能とし、入札参加機会の拡大を図ることとした。

※同一配置技術者の配置を予定した入札で、重複して落札候補者となった場合に限り、辞退を認める。

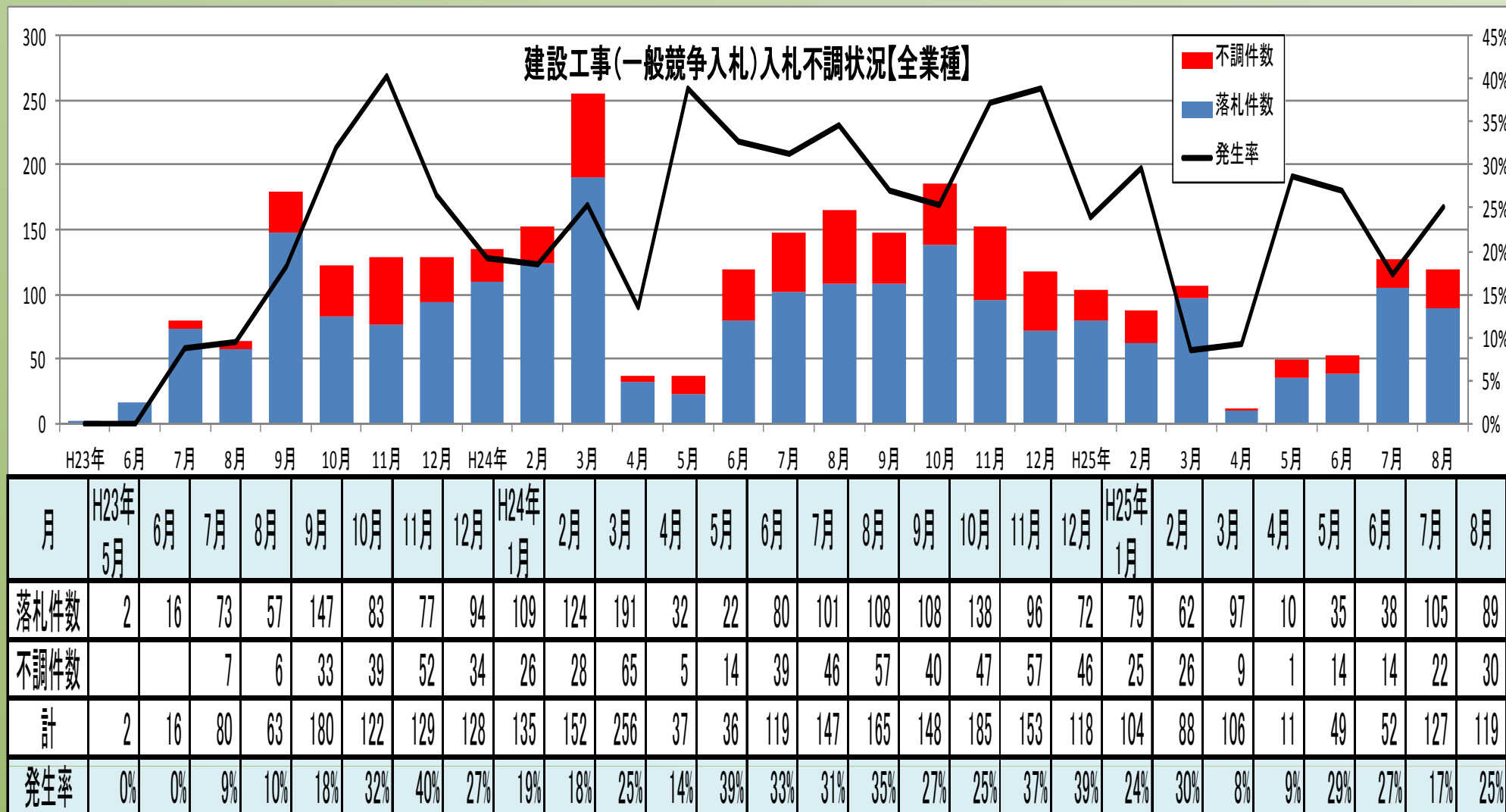
復旧・復興工事の施工確保に向けた取り組み

未曾有の大震災からの県土の復旧・復興事業の推進にあたって、建設企業の担い手不足や労務資材の単価高騰、事業執行体制の問題などを関係機関とも連携し、事業の施工を確保しながら着実に復興を成し遂げていく。



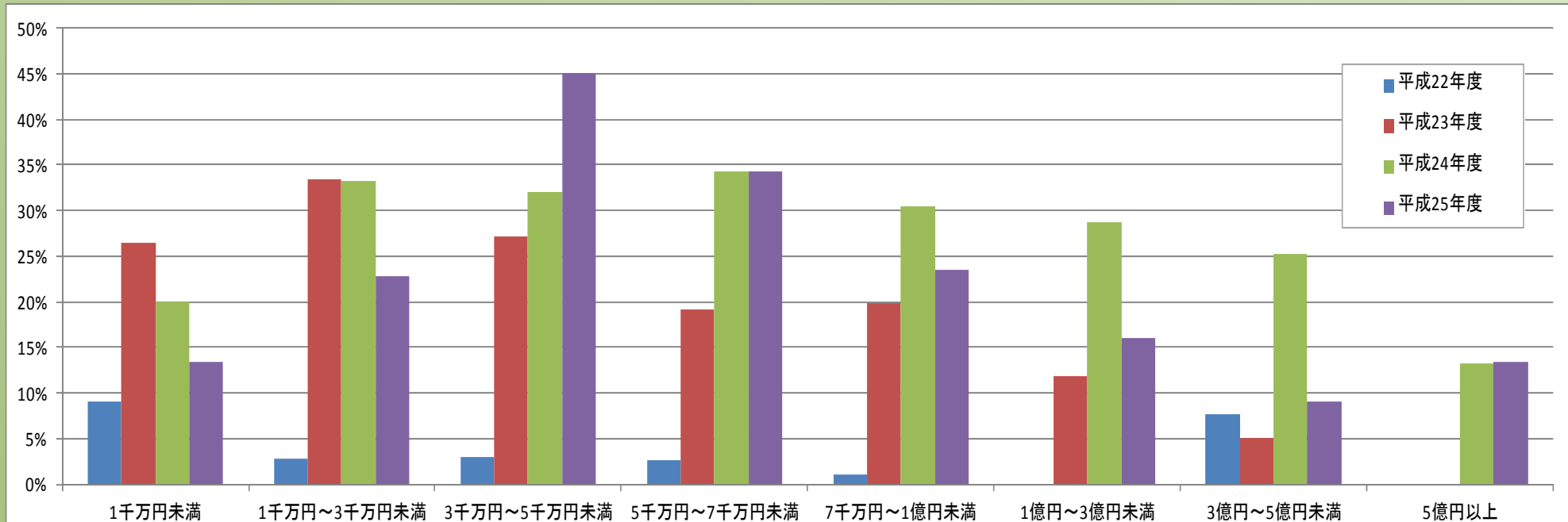
県発注工事の入札不調状況①(月別)

〇月別(平成25年8月末現在)



県発注工事の入札不調状況②(発注金額別)

○発注金額別(平成25年8月末現在)



発注金額	平成22年度				平成23年度				平成24年度				平成25年度			
	落札	不調	計	発生率	落札	不調	計	発生率	落札	不調	計	発生率	落札	不調	計	発生率
1千万円未満	131件	13件	144件	9%	50件	18件	68件	26%	32件	8件	40件	20%	13件	2件	15件	13%
1千万円～3千万円未満	381件	11件	392件	3%	255件	128件	383件	33%	197件	98件	295件	33%	54件	16件	70件	23%
3千万円～5千万円未満	230件	7件	237件	3%	156件	58件	214件	27%	119件	56件	175件	32%	22件	18件	40件	45%
5千万円～7千万円未満	72件	2件	74件	3%	93件	22件	115件	19%	73件	38件	111件	34%	21件	11件	32件	34%
7千万円～1億円未満	91件	1件	92件	1%	117件	29件	146件	20%	98件	43件	141件	30%	39件	12件	51件	24%
1億円～3億円未満	142件		142件	0%	244件	33件	277件	12%	326件	131件	457件	29%	73件	14件	87件	16%
3億円～5億円未満	12件	1件	13件	8%	37件	2件	39件	5%	74件	25件	99件	25%	10件	1件	11件	9%
5億円以上	4件		4件	0%	21件		21件	0%	79件	12件	91件	13%	45件	7件	52件	13%
計	1,063件	35件	1,098件	3%	973件	290件	1,263件	23%	998件	411件	1,409件	29%	277件	81件	358件	23%

県発注工事の入札不調状況③(業種別)

○業種別(平成25年8月末現在)

○業種別状況

業種	平成22年度				平成23年度				平成24年度				平成25年度			
	落札	不調	計	発生率	落札	不調	計	発生率	落札	不調	計	発生率	落札	不調	計	発生率
土木一式工事	459件	8件	467件	2%	366件	139件	505件	28%	424件	250件	674件	37%	138件	40件	178件	22%
ほ装工事	145件	5件	150件	3%	214件	64件	278件	23%	163件	92件	255件	36%	33件	7件	40件	18%
電気工事	68件	3件	71件	4%	114件	6件	120件	5%	88件	7件	95件	7%	16件	2件	18件	11%
建築一式工事	54件	3件	57件	5%	37件	32件	69件	46%	54件	25件	79件	32%	20件	1件	21件	5%
機械器具設置工事	52件	4件	56件	7%	54件	3件	57件	5%	50件	3件	53件	6%	11件	2件	13件	15%
法面処理工事	63件	2件	65件	3%	40件	6件	46件	13%	35件	1件	36件	3%	12件	6件	18件	33%
とび・土工・コンクリート工事	62件	1件	63件	2%	28件	18件	46件	39%	43件	16件	59件	27%	12件	11件	23件	48%
管工事	22件	2件	24件	8%	29件	11件	40件	28%	22件	6件	28件	21%	7件	3件	10件	30%
塗装工事	44件	1件	45件	2%	34件		34件	0%	34件	1件	35件	3%	7件	1件	8件	
電気通信工事	24件	2件	26件	8%	26件	3件	29件	10%	25件	4件	29件	14%	4件		4件	0%
鋼橋上部工事	12件	2件	14件	14%	13件	4件	17件	24%	8件	1件	9件	11%	2件	2件	4件	50%
しゅんせつ工事	5件	1件	6件	17%	3件	1件	4件	25%	13件		13件	0%	7件	2件	9件	22%
防水工事	3件		3件	0%	2件	2件	4件	50%	4件	1件	5件	20%	1件		1件	
鋼構造物工事	25件		25件	0%	4件		4件	0%	17件	2件	19件	11%	2件		2件	0%
プレストレストコンクリート工事	9件	1件	10件	10%	4件		4件	0%	8件		8件	0%				
さく井工事	3件		3件	0%	2件		2件	0%	4件	1件	5件	20%	1件		1件	0%
水道施設工事	2件		2件	0%	2件		2件	0%	4件	1件	5件	20%	2件	4件	6件	67%
造園工事	6件		6件	0%	1件		1件	0%	2件		2件	0%	2件		2件	
熱絶縁工事						1件	1件	100%								
消防施設工事	4件		4件	0%												
石工事	1件		1件	0%												
計	1,063件	35件	1,098件	3%	973件	290件	1,263件	23%	998件	411件	1,409件	29%	277件	81件	358件	23%

福島県における復旧・復興事業の施工確保対策

平成25年9月
福島県

1. 国土交通省における復旧・復興事業の施工確保対策（2月14日公表）及び国土交通省における更なる復旧・復興事業の施工確保対策（6月15日公表）等の実施状況

（1）復興JV制度の活用

- ・ 予定価格が5億円以上となる災害復旧工事において、公募型随意契約を平成23年12月から実施しており、これにより発注される随意契約における特定建設工事共同企業体の取扱いについて定めた。
- ・ 平成25年4月から、対象金額を予定価格1億円以上に引き下げた。また、代表構成員以外の構成員は、県外に主たる営業所を有する建設業者においては、県内に委任先としての登録を受けた支店又は営業所を有する格付けAランクの者としていたが、県内に委任先を有しないAランクの者も参加可能とした。
さらに、これまですべての構成員が技術者を専任で配置することとしていたが、1者が専任で技術者を配置するときは、他の構成員の配置する技術者は兼任で配置できることとした。
- ・ 平成25年9月から、代表構成員以外のその他の構成員の参加要件を拡大し、格付等級「A」ランクから、「A又はB」ランクに格付けされている者も参加可能とした。

（2）一人の主任技術者が管理できる近接工事等の明確化

- ・ 同一のあるいは別々の主体が発注し工作物に一体性又は連続性が認められる工事がかつ、工事現場相互の間隔が5km程度の場合、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を原則2件程度まで管理することができることとした。平成24年2月29日通知

（3）実勢価格を反映した公共工事設計労務単価の設定

- ・ 設計労務単価の改定を受け、平成25年4月5日以降から適用している。

（4）急激な物価変動に伴う請負代金額の変更

- ・ インフレスライド条項の要件に該当する工事については、適宜、変更を行っている。

（5）発注ロットの拡大を踏まえた間接工事費の算出、 点在する工事箇所毎の工事費の算定

- ・ 平成24年7月1日から、復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行要領を定め、「施工箇所が点在する工事の間接費の積算」を適用している。

（6）被災地以外からの労働者の確保に要する追加費用への対応、 宿泊等に係る間接費の設計変更の導入

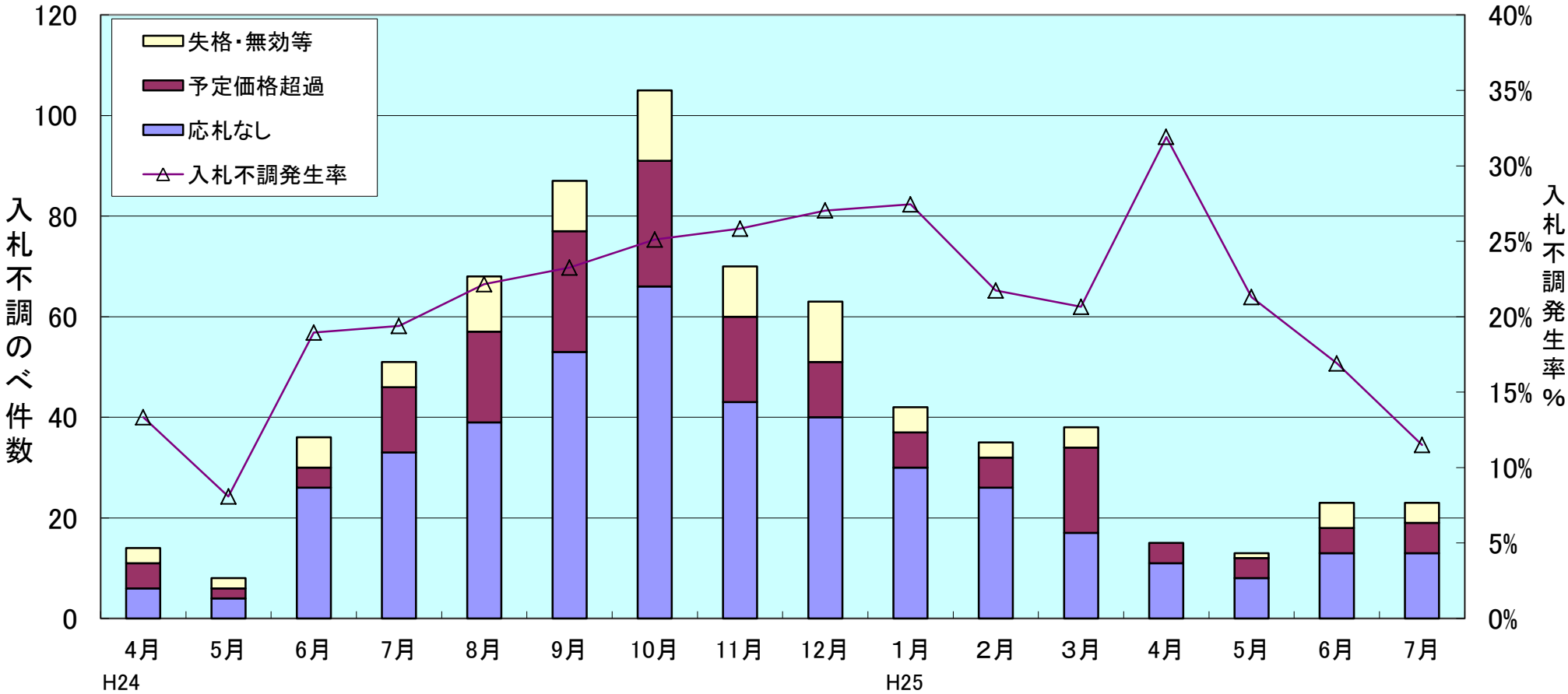
- ・ 平成24年10月1日から、復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行要領を定め、「被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更」を適用している。

- (7) 市場高騰期における労務費・資材費の補正による積算の実施
 - ・ 資材費の見積活用については、平成24年7月1日から、国から発出された「東日本大震災の被災地での建設工事等における予定価格の算出のための資材価格及び労務費で見積活用の推進について」を適用している。
 - ・ 労務費の見積活用については、実施していない。
- (8) 建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更の導入
 - ・ 平成24年7月1日から、復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行要領を定め、「遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更」を適用している。(具体的な変更手法の制定は平成24年8月9日)
- (9) 資材連絡会・分科会の設置・拡充
 - ・ 東北地方整備局が設置する分科会の設置はありません。

2. 各主体として独自に講じている施策

福島県の施策は別紙「復旧・復興工事に関する施工確保に向けた入札制度等の改正」を参照ください。

H24年度以降の不調状況(250万円超の工事)全体 福島県



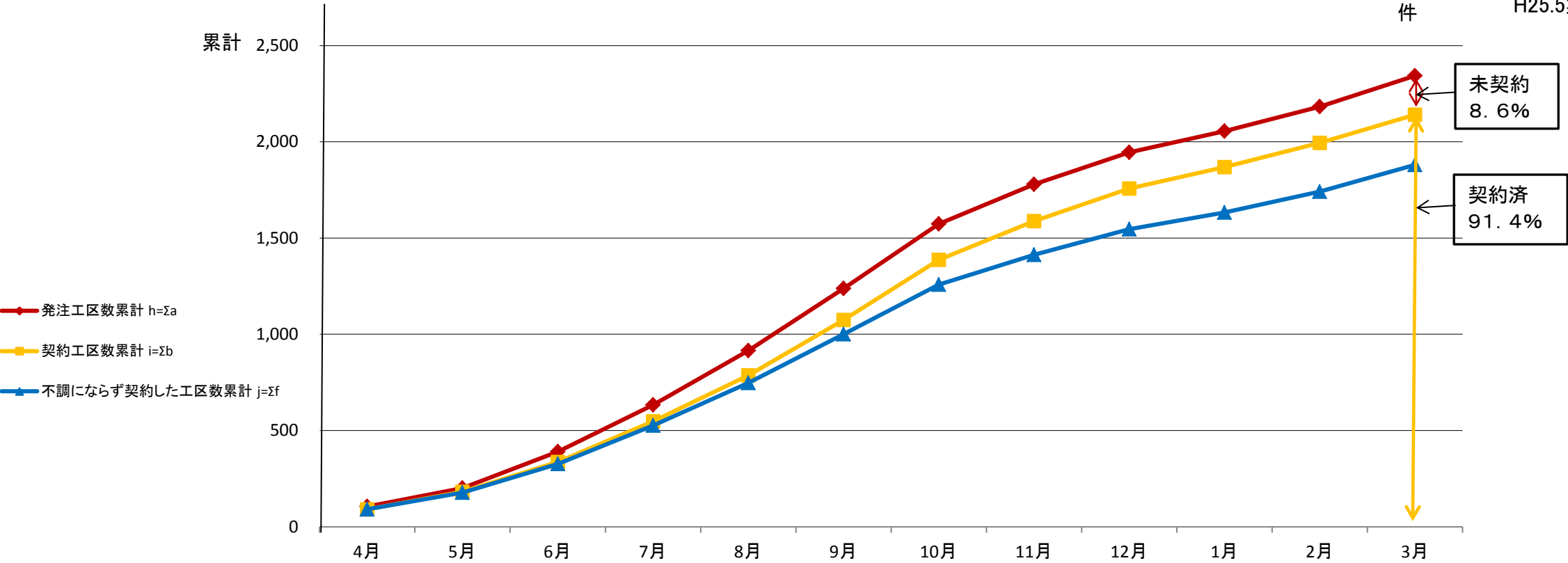
契約件数	91	91	154	212	239	287	313	201	170	111	126	146	32	48	113	177
失格・無効等	3	2	6	5	11	10	14	10	12	5	3	4	0	1	5	4
予定価格超過	5	2	4	13	18	24	25	17	11	7	6	17	4	4	5	6
応札なし	6	4	26	33	39	53	66	43	40	30	26	17	11	8	13	13
不調計	14	8	36	51	68	87	105	70	63	42	35	38	15	13	23	23
入札事務件数	105	99	190	263	307	374	418	271	233	153	161	184	47	61	136	200
不調発生率%	13.3%	8.1%	18.9%	19.4%	22.1%	23.3%	25.1%	25.8%	27.0%	27.5%	21.7%	20.7%	31.9%	21.3%	16.9%	11.5%
応札なし発生率	5.7%	4.0%	13.7%	12.5%	12.7%	14.2%	15.8%	15.9%	17.2%	19.6%	16.1%	9.2%	23.4%	13.1%	9.6%	6.5%
平均落札率%	93.2%	93.3%	93.5%	93.5%	94.1%	93.4%	93.1%	95.0%	95.5%	95.4%	96.4%	95.9%	95.1%	95.2%	93.6%	94.2%

2,688	2,141	370
93	85	10
65	149	19
216	383	45
374	617	74
3,062	2,758	444
12.21%	22.37%	16.67%
7.05%	13.89%	10.14%
94.20%	94.66%	94.20%
H23合計	H24合計	H25合計

- ① 不調件数と不調発生率には一定の相関関係が認められるが、不調種別では応札なしが占める割合が高い。
- ② H24年10月に不調件数はピークとなり11月以降減少しているが、不調発生率はH25年4月の31.9%がピークとなっている。
- ③ H23年度は年度末に件数も発生率も減少したが、H24年度は年度末の発生率が20%台に止まっている。

平成24年度における福島県の工区別工事契約状況

入札監理課
H25.5集計



【県発注工事(予定価格250万円超)の契約状況の推移】

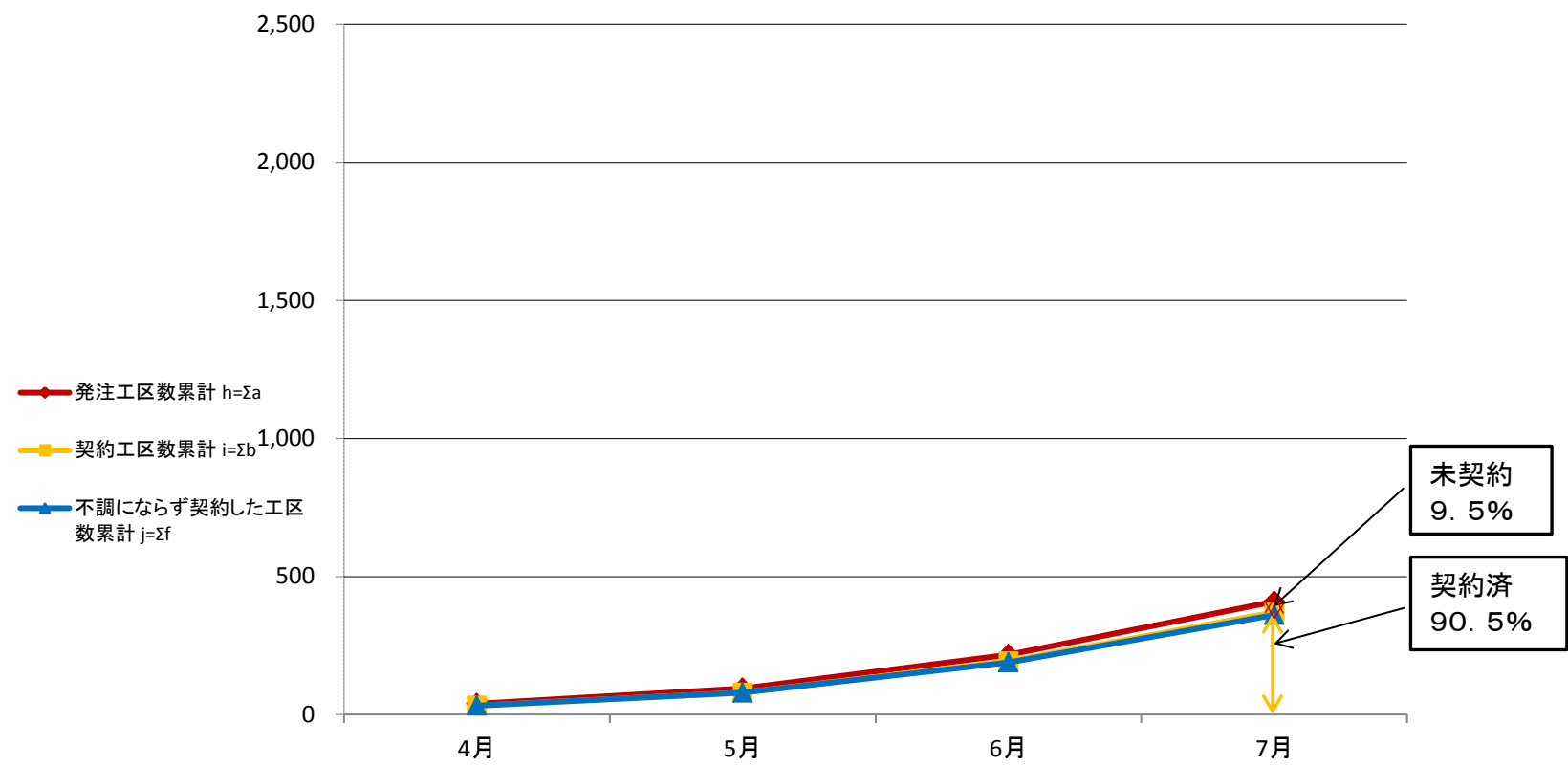
月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
24年度	件数													
	発注工区数 $a=c+f$	105	95	190	243	283	322	336	205	167	109	128	160	2,343
	契約工区数 $b=d+f$	91	91	154	212	239	287	313	201	170	111	126	146	2,141
	不調発生工区数 $c=d+e$	15	8	41	43	61	69	79	50	34	22	19	21	462
	(不調解消工区数) d	1	4	5	12	17	34	56	46	37	24	17	7	260
	不調増加工区数 e	14	4	36	31	44	35	23	4	-3	-2	2	14	202
	不調にならず契約した工区数 f	90	87	149	200	222	253	257	155	133	87	109	139	1,881
	入札事務工区数 $g=b+c$	106	99	195	255	300	356	392	251	204	133	145	167	2,603
	発注工区数累計 $h=\Sigma a$	105	200	390	633	916	1,238	1,574	1,779	1,946	2,055	2,183	2,343	
	契約工区数累計 $i=\Sigma b$	91	182	336	548	787	1,074	1,387	1,588	1,758	1,869	1,995	2,141	
	不調にならず契約した工区数累計 $j=\Sigma f$	90	177	326	526	748	1,001	1,258	1,413	1,546	1,633	1,742	1,881	
	不調にならず契約した割合 $k=j/h$	85.7%	88.5%	83.6%	83.1%	81.7%	80.9%	79.9%	79.4%	79.4%	79.5%	79.8%	80.3%	
	契約割合 $l=i/h$	86.7%	91.0%	86.2%	86.6%	85.9%	86.8%	88.1%	89.3%	90.3%	90.9%	91.4%	91.4%	

- ・毎月の工区毎における不調にならず契約した割合は80%前後となっている。
- ・年度末において、不調により契約に至っていない割合は、全体工区数の1割弱程度である。

平成25年度における福島県の工区別工事契約状況

入札監理課
H25.8集計

累 計



【県発注工事(予定価格250万円超)の契約状況の推移】

件数		4月	5月	6月	7月	累計
25年度	発注工区数 $a=c+f$	39	56	121	193	409
	契約工区数 $b=d+f$	32	48	113	177	370
	不調発生工区数 $c=d+e$	7	8	12	21	48
	(不調解消工区数) d	0	0	4	5	9
	不調増加工区数 e	7	8	8	16	39
	不調にならず契約した工区数 f	32	48	109	172	361
	入札事務工区数 $g=b+c$	39	56	125	198	418
	発注工区数累計 $h=\Sigma a$	39	95	216	409	
	契約工区数累計 $i=\Sigma b$	32	80	193	370	
	不調にならず契約した工区数累計 $j=\Sigma f$	32	80	189	361	
	不調にならず契約した割合 $k=j/h$	82.1%	84.2%	87.5%	88.3%	
	契約割合 $l=i/h$	82.1%	84.2%	89.4%	90.5%	

・不調により契約に至っていない割合は、全体工区数の1割弱程度である。

【復旧・復興工事に関する施工確保に向けた入札制度等の改正】

●印が、平成25年9月からの取組

（１）福島県建設工事復旧・復興連絡協議会における対応

- 発注機関（県・市町村）や建設産業団体を構成員とした連絡協議会を各地方及び本庁に設立し、入札結果や発注見通しの情報共有や意見交換を実施しながら、発注時期の平準化など円滑な公共工事の推進に取り組んでいる。
＜平成23年12月～、県独自の取組＞
- 資材不足が懸念される方部にあつては、連絡協議会の中に建設資材作業部会を新たに設け、発注者・受注者・資材業者により、方部毎の実情に応じた連携・調整を行っている。
＜平成24年6月～、県独自の取組＞

（２）入札制度

①契約事務手続きの簡素化・迅速化

- 東日本大震災等により緊急を要する災害復旧工事等については随意契約により速やかに対応する
＜平成23年3月～、県独自の取組＞

②工事等の前金払い割合の引き上げ

- 受注者の着工資金の確保、下請企業等への早期支払確保、工事の適正かつ円滑な施工を目的として、県発注工事等の前金払の割合の割合の引き上げを行った。
＜平成23年4月～、県独自の取組＞

③より詳細な発注見通しの公表

- 工事等の発注見通しについて、これまでの内容に「路線・河川名」と「概算金額」を追加するなど、より詳細な内容としたほか、工事等が集中する時期などにおいては、おおむね1ヶ月ごとに内容を見直し公表することとした。
＜平成24年3月～、県独自の取組＞

④公募型随意契約の実施

- 予定価格が5億円以上となる災害復旧工事において、迅速性のほかに透明性公平性・競争性も確保するため、見積の相手方を公募することとした。
＜平成23年12月～、県独自の取組＞
- 予定価格が1億円以上5億円未満の復旧・復興工事についても準用可能とした。
＜平成25年4月～ 県独自の取組＞

⑤総合評価方式に復興型を新設

- 復興・再生事業等に係る工事を対象に、入札手続きの短縮、簡素化を図るため復興型を新設し適用できるようにした。復興型は、特別簡易型と同様の総合評価方式であり、予定価格が19億4千万円未満の工事はすべて適用できる。設計金額3千万円未満の工事は、これまでどおり、価格競争による。
また、公告期間については最大5日間短縮できる。
＜平成25年4月～ 県独自の取組＞

⑥福島県版復興JV制度の拡充

- 公募型随意契約により発注される随意契約における特定建設工事共同企業体の取扱いについて定めた。代表構成員以外の構成員は、県外に主たる営業所を有する建設業者においては、県内に委任先としての登録を受けた支店又は営業所を有する格付等級Aランクの者とした。

＜平成23年12月～ 県独自の取組＞

- 復興・再生事業等又は災害復旧事業に係る工事における特定JVの取扱い内容を見直した。代表構成員以外の構成員は、県内に委任先を有しない格付等級Aランクの者も参加可能とし、予定価格1億円以上の工事を対象とした。

また、これまですべての構成員が技術者を専任で配置することとしていたが、1者が専任で技術者を配置するときは、他の構成員の配置する技術者は兼任で配置できることとした。

＜平成25年4月～ 県独自の取組＞

- 代表構成員以外のその他の構成員の参加要件を拡大し、格付等級「A」ランクから、「A又はB」ランクに格付けされている者も参加可能とした。

＜平成25年9月～ 県独自の取組＞

⑦地域要件、格付要件の弾力的な運用

- 地域要件

入札不調後は、区域を次の段階の地域まで拡大することができるとしていたが、現行の地域要件の範囲内で最大の地域まで拡大可能とした。

- 格付要件

入札不調に伴い、合冊して発注する案件については、合冊前における全ての案件に参加可能である格付け以上の業者を含めることができることとした。

＜平成25年4月～ 県独自の取組＞

⑧提出書類に係る簡素化の試行

- 見積内訳書の取扱い

施工体制事前提出方式を除く全ての入札において、見積内訳書の提出を不要とし、見積内訳総括表のみの提出とした。

- 総合評価方式における低入札価格調査

落札候補者が調査基準価格を下回ったときは、誓約書の提出をもって低入札価格調査の実施に代えることができるものとする。

また、失格基準に該当する場合は、これまでどおり失格となる。

＜平成25年4月～ 県独自の取組＞

（３）規制緩和＜技術者不足への対応＞

①専任の主任技術者が兼務できる工事の緩和

- 一体性または連続性があり、現場相互の間隔が5km程度以内の場合、近接工事として専任の主任技術者の兼務（原則2件程度）を可能とした。

（被災地域の特例措置）

＜平成24年2月末、国の対応を踏まえた取組＞

②現場代理人の常駐義務の緩和

- 同一事務所管内の2,500万円未満の工事で発注機関が同一の場合など、現場代理人を兼務できるような常駐義務の緩和措置を既に講じているが、緩和対象となる工事範囲の拡大を行った。

＜平成23年11月～、県独自の取組＞

- 上記①に連動して、同一の主任技術者が兼務できる同一発注機関の工事も「近接工事」として、現場代理人の常駐義務緩和措置の対象とした。

＜平成24年3月～、県独自の取組＞

- 緩和対象を、「同一発注機関のもの」としていたが、「県発注工事であれば発注機関が異なるものも緩和対象となる」に拡大した。

＜平成25年9月～ 県独自の取組＞

③配置技術者の雇用条件の緩和

- 専任の監理技術者等に求める3ヶ月以上の雇用関係を3ヶ月未満であっても差し支えないとし、その対象工事、取扱いの明確化を図った。

＜平成23年3月～、明確化平成24年6月～、県独自の取組＞

（４）適切な工事価格の算出

①設計労務単価の見直し

- 被災地域における労務単価の急激な変動に対応するため、実勢価格を即時に反映できるよう国へ要望した結果、設計労務単価の見直しが行われ、県も全51職種のうち、鉄筋工や交通誘導員など、33職種について改正を実施した。

＜平成24年2月23日、国の対応を踏まえた取組＞

- 「実勢価格を適正に反映した設計労務単価の設定」を県並びに関係各位から国に対し強く要望してきた結果、普通作業員や運転手など工事の主要な部分を担う5職種の作業員の単価が改定された。

＜平成24年6月21日、国の対応を踏まえた取組＞

※なお、支払実績と設計労務単価にかい離が生じていないことから、9月、12月の単価改定は実施されなかった。

- 実績価格や法定福利費相当額を反映し、被災地等の入札不調に対応した機動的な措置として設計労務単価が大幅に改定された。本県平均20%増。

＜平成25年4月5日、国の対応を踏まえた取組＞

②東日本大震災に伴う賃金等の変動に伴う請負代金額の変更（イフルライド）

- 上記①にあわせ、既契約工事についても、労務単価や資材等の急激な物価変動に対応した請負代金額の変更を可能とした。

＜平成24年3月～、国の対応を踏まえた取組＞

③点在する工事での工事箇所毎の間接費算定

- 発注者の判断により、工事箇所毎の間接工事費の算定を可能とした。

＜平成24年6月～、国の対応を踏まえた取組＞

④遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更

- 通常は地域から調達している砂利等の建設資材について、工事実施段階において当初の調達条件によりがたい場合には、輸送費や購入費用など調達の実態を反映して設計変更を行うこととした。

＜平成24年6月～、国の対応を踏まえた取組＞

⑤被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更

- 宿泊費や通勤費用等の労働者確保に要する追加費用が発生した場合には、実績に応じて設計変更により対応できこととなった

＜平成24年10月～、国の対応を踏まえた取組＞

⑥工事に係る最低制限価格等の見直し

- 「契約価格の適正化」を一層推進するため、国の見直しを踏まえ、最低制限価格等の水準を2ポイント程度引き上げることとした。（水準：予定価格の概ね85%から90%程度⇒概ね87%から92%程度）

＜平成25年9月～、国の対応を踏まえた取組＞

(5) 施工体制の確保

①十分な技術者・労働者の確保

- 予定価格が5億円以上となる災害復旧工事において、公募型随意契約を実施し、応募対象に特定JVを含めた。特定JVについては、代表構成員を県内企業に限定し、その他の構成員については県内企業または県内に委任先のある県外企業とし、県内企業を最大限活用するとともに、地域外の技術力・労働力等も活用することとした。

＜平成23年12月～、県独自の取組＞

②資機材の調達

- 福島県建設工事復旧・復興地方連絡協議会に建設資材作業部会を設け、発注者受注者、資材業者が連携し、福島県内における建設資材の安定供給を図ることとした

＜平成24年6月～、県独自の取組＞

- 相双地方においては、生コンクリートが不足しており、連絡協議会が誘致した仮設生コンプラントが建設された。

＜平成25年9月～、県独自の取組＞

③発注規模の適正化

- 入札不調の発生割合の高い小規模工事について合冊し、適正規模となるよう地方連絡協議会で取り組んだ。

④発注時期の平準化

- 災害復旧工事について、海岸を除く施設については3年以内、海岸施設については5年以内に復旧することとした。

⑤フレックス工事实施要領の改定

- 「請負者が施工時期を選択できる工事（フレックス工事）の試行実施要領」について、柔軟な運用が図られるよう改定した

＜平成24年3月～、県独自の取組＞

⑥準備期間確保工事

- 復旧・復興工事の増大により、建設資材や労働者等の確保に時間を要することが想定されることから、フレックス工事の対象外となっていた災害復旧工事などにおいて準備期間を90日以内で加算できることとした。

＜平成25年3月～、県独自の取組＞

＜参考＞

①工事受注に対するインセンティブの付与

- 受注意欲を高めるため、一定程度以上の評定点で工事を完了した場合は工事成績評定で加点を行い、「工事受注」そのものに対するインセンティブを与えることとした。

＜平成25年4月～、県独自の取組＞

②疑義申立期間の設置

- 入札参加者が、契約締結前に工事発注機関に対して、積算に対する疑義申し立てできる期間を設けることとした。

＜平成25年4月～、県独自の取組＞

仙台市における復旧・復興事業の施工確保対策

平成25年9月
仙台市

1. 国土交通省における復旧・復興事業の施工確保対策（2月14日公表）及び国土交通省における更なる復旧・復興事業の施工確保対策（6月15日公表）等の実施状況

（1）復興JV制度の活用

- ・平成24年4月23日から施行済
 - ・平成25年9月1日現在、5件登録済。活用実績（入札参加）なし。
- ＜国交省通知と異なる点（独自部分）＞
- ・対象金額は1千万円以上5億円未満
 - ・予定価格1億円未満を目安として、東北6県内の企業のみから構成されたJVに参加を限定することがある。

（2）一人の主任技術者が管理できる近接工事等の明確化

- ・平成24年5月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から運用開始
- ・工事現場の相互の間隔が5km程度について「自動車で通行可能な経路で工事区間相互を連絡する5km程度」とした。
- ・同一の主任技術者が兼務可能な件数を2件までとした。

（3）実勢価格を反映した公共工事設計労務単価の設定

- ・平成24年2月20日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から適用
- ・平成24年6月21日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から適用
- ・平成25年4月1日以降に当初契約を締結する工事から適用

（4）急激な物価変動に伴う請負代金額の変更

- ・平成24年3月2日から運用開始
- ＜国交省通知と異なる点（独自部分）＞
- ・適用、請求日及び基準日の特例として、平成24年2月20日を基準日とするスライド協議の請求を運用施行日から1ヶ月とした。
 - ・適用対象工事において、入札公告の翌日又は指名（随意契約）通知の翌日から契約締結日までの間に賃金水準が変更になった工事も対象とした。

（5）発注ロットの拡大を踏まえた間接工事費の算出、

点在する工事箇所毎の工事費の算定

- ・平成24年7月2日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から運用開始
- ・東日本大震災の復旧・復興事業を対象とし運用していたが、平成24年12月20日より、その他災害復旧事業や一般事業も対象とした。

＜国交省通知と異なる点（独自部分）＞

- ・点在する工事施工箇所間の距離が100mを越える工事については、施工箇所

ごとに間接工事費（共通仮設費、現場管理費）を算出できるものとした。

- (6) 被災地以外からの労働者の確保に要する追加費用への対応、
宿泊等に係る間接費の設計変更の導入
○間接費率の補正
・平成24年3月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から運用開始
○間接費の設計変更
・平成24年11月1日以降に当初契約を締結する工事若しくは11月1日時点で
契約中の工事を対象として運用開始（土木工事）
＜国交省通知と異なる点（独自部分）＞
・平成25年2月1日以降に当初契約を締結する工事若しくは2月1日時点で契約
中の工事を対象として運用開始（建築・電気設備・機械設備工事）
- (7) 市場高騰期における労務費・資材費の補正による積算の実施
・実施していない。
（理由：見積手法が煩雑で、被災三県・仙台市では設定が困難であるため）
- (8) 建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更の導入
・平成24年10月1日以降に当初契約を締結する工事若しくは10月1日時点で
契約中の工事を対象として運用開始
・購入費の変更を対象とする建設資材を、生コンクリート、アスファルト合材、石
材（山砂、碎石、捨石、被覆石等）とし、輸送費の変更を対象とする建設資材を
仮設材（鋼矢板等）とした。
- (9) 資材連絡会・分科会の設置・拡充
・平成24年5月に宮城県において、建設資材対策東北地方連絡会宮城県分会を設
置し、5月、7月、10月、1月、平成25年5月、9月に分科会を開催し、建設資材
の需給見通し、現状の課題と対応策などについて議論した。
- (10) 労働者宿舍設置の積算方法等の試行
・実施していない。
（理由：具体的な運用について検討中。）
- (11) 単品スライドのコンクリート類についての運用
・単品スライドについては、平成20年7月10日から鋼材類、燃料油を対象とし
適用。同年9月24日より、この2品目以外の主要な工事材料も対象とする拡充
を実施済。（平成25年7月コンクリート類における単品スライドの運用を整理）
- (12) 被災地で使用する建設機械の機械損料補正
・平成25年7月1日以降に当初契約を締結する工事から適用

2. 各主体として独自に講じている施策

(1) 契約締結時点における設計単価変更の運用（平成24年8月20日以降入札公告）

【従 来】労務、資材単価等は当初積算時点の単価を精算時まで使用する。（スライド、追加工種による増工は除く。）

↓

【現 在】労務、資材単価等を当初契約締結時点で適用されている仙台市単価を用いて契約変更できる。

(2) 着手日を指定した工事における配置技術者の配置要件の緩和

（平成25年8月30日以降入札公告）

【従 来】開札日の前日において、他の工事現場に配置技術者として配置されていないこととしていた。

↓

【現 在】指定条件を満たす場合は、着手指定日において、他の工事現場に配置技術者として配置されていないこととした。

(3) JV案件の代表者以外の構成員における配置予定技術者の施工実績要件の緩和

（平成25年8月30日以降入札公告）

【従 来】会社の施工実績要件と同等の施工実績を配置予定技術者に求めていた。

↓

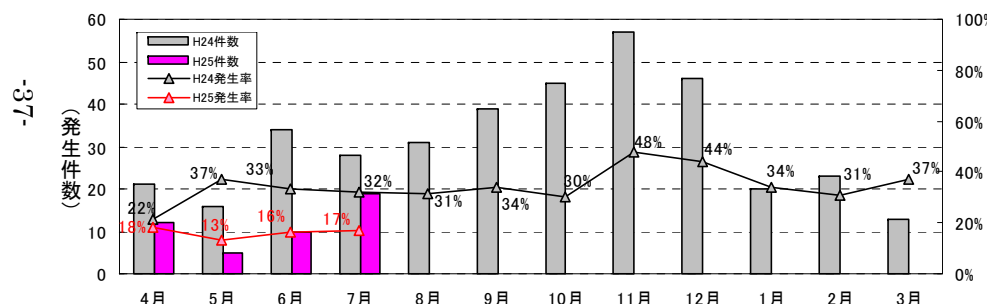
【現 在】工事内容により配置予定技術者に対する施工実績要件を緩和することとした。

仙台市発注工事における入札不調等の状況

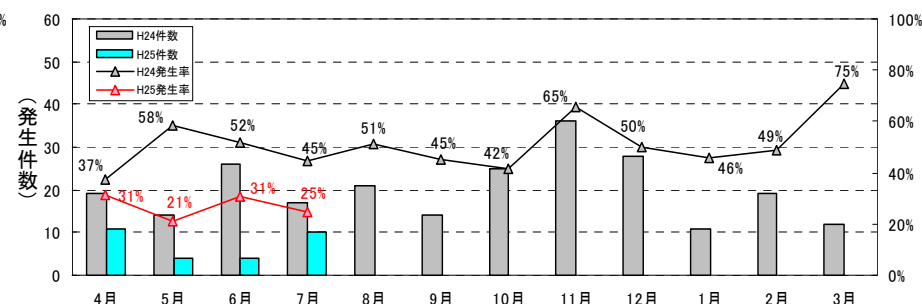
平成25年7月末時点の本市発注工事(随意契約を除く)における入札不調・不落件数は、開札件数277件に対し、46件で**入札不調等発生率17%**(前年度同期30%)となっており、主な内訳として**土木工事27%**(同47%)、**舗装工事2%**(同8%)、**建築工事14%**(同8%)と全体的には下がっているものの、依然として土木工事を中心とした入札不調が発生している。

〈平成25年度 月毎不調・不落発生状況〉(7月末時点)

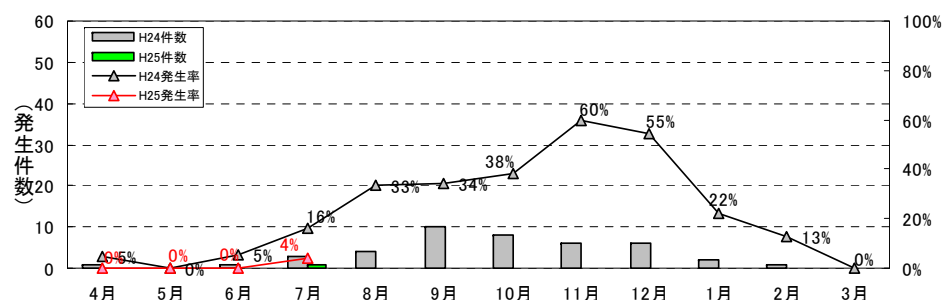
(全工種)



(土木工事)



(舗装工事)



(建築工事)

